

議案第 1 号

権利の放棄について

下記のとおり権利を放棄することにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 10 号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 放棄する権利の内容

羽曳野市土地開発公社に代位して弁済する 2,462,428,318 円及び同公社に対する貸付金 1,967,566,575 円から、代物弁済として同公社から取得する土地の評価額 1,334,044,063 円を控除した額 3,095,950,830 円

2 放棄する権利の相手方

羽曳野市誉田 4 丁目 1 番 1 号

羽曳野市土地開発公社

理事長職務代理者専務理事 北橋 数弘

3 放棄する理由

羽曳野市土地開発公社の解散にあたり、回収不可能な債権を放棄するものである。

平成 25 年 2 月 25 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

議案第 2 号

羽曳野市土地開発公社の解散について

公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年法律第 66 号）第 22 条第 1 項の規定に基づき、羽曳野市土地開発公社を解散するため、議会の議決を求める。

平成 25 年 2 月 25 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

社会経済情勢の変化に伴い現在の行政運営においては、先行用地取得の必要性が薄れており、羽曳野市土地開発公社の存在意義が低下していることから、同公社を解散するため、議会の議決を求めるものであります。

議案第 3 号

第三セクター等改革推進債の起債に係る許可申請について

地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 33 条の 5 の 7 第 1 項第 3 号に規定する地方債について、次のとおり大阪府知事に許可を申請するにあたり、同条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

1 起債の目的

羽曳野市土地開発公社の解散に伴い必要となる債務保証に要する経費及び市貸付金の債務免除に要する経費に充てるため。

2 起債の限度額 4,001,600 千円

3 起債の方法 普通貸借又は証券発行

4 起債の利率

年 8.0% 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）

5 償還の方法

償還期限は 20 年以内（据置期間なし）とし、年賦及び半年賦元利均等又は元金均等償還とする。政府資金、地方公共団体金融機構資金及び大阪府貸付金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は借換することができる。

平成 25 年 2 月 25 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄